

昇降機の耐震設計における地域係数の取り扱いについて

平成 30 年春期部会

昇降機の耐震設計における地域係数については、次のとおり取り扱う。

- 1 本県の地域性を考慮し、地域係数は全県下 1.2 とする。
- 2 地震時等管制運転装置の設置義務のあるエレベーター及びエスカレーターの 14 耐震指針の耐震クラス A₁₄ に適用する。

<参考>

平成 26 年 7 月 3 日 住安第 3044 号

昇降機の耐震設計における地域係数の取扱いについて(通知)

静岡県くらし・環境部建築住宅局建築確認検査室長